

# 第5回丹波市上下水道事業運営審議会

## 議 事 錄

令和7年11月21日（金）  
春日庁舎3階 301会議室

- 1 開会日時 令和7年11月21日(金) 午後1時30分 開会
- 2 開催場所 春日庁舎3階 301会議室
- 3 出席者 (委員)  
 笹川一太郎 委員 野垣 克巳 委員  
 坂谷 高義 委員 内堀 恭子 委員  
 國光はるみ 委員 吉見 温美 委員  
 関下 弘樹 委員 萩野隆太郎 委員  
 神成 徹 委員  
 委員 9名
- 4 傍聴者 1名
- 5 事務局 内堀日出男 上下水道部長、村上 健 下水道課長  
 矢持 竜児 下水道課経理係長、玉水 秀和 下水道課工務係長  
 西山美由紀 主査  
 事務局 5名
- 6 会議に付した議題及び案件とその内容  
 次第1 開会  
 次第2 会長あいさつ  
 次第3 資格審査報告  
 次第4 議事録署名人選出  
 次第5 協議  
 (1)丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度の  
 あり方について  
 次第6 その他  
 次第7 閉会
- 7 議事の経過
- 1 開会**  
(事務局)  
ただいまから、第5回の丹波市上下水道事業運営審議会を開会いたします。  
委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- 2 会長あいさつ**  
(事務局)  
それでは、最初に坂谷会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

本日は、第5回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

先月、初の女性内閣総理大臣が誕生しました。私たちの生活に直接影響のあるガソリン減税や年収の壁、こうした問題も気になるところではございますが、かねてより高市総理は、「危機管理投資」で「暮らしの安全・安心」を確保すると、このように主張されております。私としては、上下水道事業の推進に追い風にならないかと期待しているところです。

それでは、本日は、「受益者負担金・分担金のあり方について」の協議となっておりますので、委員の皆様よろしくお願ひします。

### 3 資格審査報告

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここからは坂谷会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、次第3 事務局から資格審査報告をお願いします。

(事務局)

本審議会の委員数は9名でございます。本日は全員出席いただいております。よって、条例第6条の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

### 4 議事録署名人選出

(会長)

続きまして、次第4 本日の議事録作成のため、私から議事録署名人を指名させていただきます。

野垣委員、内堀委員に議事録署名人をお願いします。お二人には、後日、事務局において議事録が作成されましたら、内容を確認いただき、署名をお願いいたします。

### 5 協議

(会長)

それでは、さっそく協議に移ります。

「受益者負担金・分担金のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

## 一 資料により説明 一

(事務局)

少し、補足させていただきます。

下水道に加入するための制度として、今、「面積に応じて負担」する制度と、「建物の用途に応じて負担」する制度があります。これまでの議論でわかつてきたと思うのですが、これが非常に、わかりにくい制度です。

コンピュータのプログラミング用語に「スパゲッティ・コード」という用語があるそうです。これは、複雑なシステムを組んだときに、その仕組みが、スパゲッティのように、複雑に絡み合っている状態のことを言うそうです。こうなると、システムにバグを見つけても、なかなか原因がわからないということで、エンジニアはできるだけシンプルな設計を心掛けるそうです。

受益者負担金制度が、まさにこういう状態で、暫定条例が残っているのも、複雑すぎて、メンテナンスできないことが要因の一つだと思います。

そうしたときに、まずは制度をシンプルにして、メンテナンス可能な状態、つまり、社会情勢や経営状況に合わせて、柔軟に制度を見直せる。まずは、そういう状態にしたいと思っています。

そのうえで、これまでの議論を踏まえ、これまでの金額とできるだけ乖離しないようにしたいと考えています。

加えて、今回、②案から、舗装工事を除いて、②'案としたのは、箇所によっては未舗装の道路もありますから、必ずしも、工事を行う必要がないということ。

それから、下水道には、環境衛生の向上、公共用水域の保全という側面がありますので、汲み取りや浄化槽を希望されても、下水道への接続義務が発生する、強制力がある。そうしたときに、すべてを受益者負担とするよりも、一定割合、公費負担としたほうが、制度としてしつくりくるのではないかと、このように考えています。

こうした点から、②'として提案させていただきました。

私からは、以上です。

それでは、坂谷会長、よろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から前回の審議を踏まえて、②'として新しい提案がありました。

まずは、お一人ずつご意見をお願いしたいと思います。こちらから順にお願いします。

(委員)

これまでの意見を踏まえ、②'案は妥当性があるのではと思います。

(委員)

私も追加案については、賛成です。

一つだけお聞きしますが、舗装本復旧費を省いていますが、仮復旧費はこの平均額に含まれているのでしょうか。

(事務局)

仮復旧までの金額がこの39万2千円となります。

(委員)

全体の流れがわかりやすく、非常に良いと思います。

将来の物価変動などを踏まえ、どういった調整をするか、ある程度枠組みを作つておく必要があるのではないかと思います。例えば、3年間の移動平均で消費者物価指数を基本とするのか、実際の工事費が3年間上昇してきたため次年度からいくら上げますといったような、自動的に負担金額が上がるシステムを作つた方が将来的によいかと思います。

(委 員)

シンプルな設計とおっしゃいましたが、どのようにシンプルにされるのでしょうか。

また、今回提案された②案では、舗装本復旧費を含まないとのことですが、そうなるとこの39万2千円が公共ますを設置する方の負担となるということでしょうか。

(事 務 局)

シンプルにと先ほど申し上げたのは、現在の制度では、柏原地域と氷上地域の一部は面積で算定し、それ以外の地域は用途によって負担金額が違うため、申請のたびに事務負担も大きく、申請者にもわかりにくい制度になっています。それを制度改正によって、市内どこであっても何を建てても金額は同じというわかりやすい制度にしたいといった思いからの提案です。

(委 員)

よいかと思いますが、例えば山間部などで新たに下水道の工事をした場合、工事費の負担を自治会全体で負担するといったことはないのでしょうか。これは公共ますの設置のみの負担ですか。

(事 務 局)

公共ますの設置のみの負担金額で、新たに下水道を使用される方が負担されます。

(委 員)

どういった道路に接するかによって舗装本復旧費については費用が大きく違ってくるため、舗装本復旧費を含むと逆に不公平感があるのでは、と私自身気になっていたところです。追加案によって舗装本復旧費を省いたことで適正な金額になったのではないかと思います。

この先ですが、ある一定の期間で見直していく制度をビルトインしておく方がよいかと思います。

(委 員)

これは下水道区域内に限ってのお話しでしょうか。

(事 務 局)

今議論いただいているのは、下水道区域内のことです。区域外の下水道加入につきましては、次回ご審議いただきます。

(委 員)

追加案について、結構かと思います。

(会 長)

それでは、受益者負担金制度改革の全体について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(委 員)

舗装本復旧費について、実際この費用はかかるわけですが、どなたが支払うことになるのでしょうか。

(事務局)

まずは、起債(借金)で事業を行うことになります。最終的にその費用には、下水道使用料が一部あたり、不足分は一般会計(市)から補填されることになります。

(委員)

さきほど下水道には公的な側面があるといった説明がありましたが、舗装に関しては道路に関する事なので、下水道会計からは支払わないということであればわかりやすいかと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

舗装復旧費として、道路関係の部署からいいただくといった考え方もあるかと思いますが、今のところ下水道会計が負担することになっています。

(委員)

こういったところをまとめておかないと、これが残っていつまでたってもすっきりしない制度になるのではないかと思います。先ほど意見の中にあった「将来的にどのようにして金額の見直しを行うか」と「舗装本復旧費はどこが支払うのか」、この二つは明確にしておく必要があると思います。

(事務局)

維持管理費については、概ねですが、下水道使用料で賄っています。下水道事業は、整備費が莫大であるのと公共性が高いので、整備費に関しては国の補助金や一般会計からの繰入れで補填するような仕組みになっています。

(委員)

下水道事業は、企業会計で独立性がありますが、今言わされたように公共性があるので、舗装本復旧費については、一般の方も使用されるという観点からすると、一般財源から補填してもよいのではと考える市町村もあります。そのあたりも検討していただいてはどうでしょうか。

(事務局)

公共ますの設置は、「公のます」ですので、市が行います。ですので、基本的には市がすべて負担すればよいことです。しかし、公共ますの設置に関しては利益を受ける方と受けない方がいるため、受益者負担として工事費の一部を負担していただくということです。

先ほどから事務局が申し上げているのは、その原資に関する事で、下水道使用料や起債、あるいは道路関係の部署で負担するといった方法もあります。ですが、道路に関しては、水道も下水道もそうですが、「道路に使わせていただいている」といった姿勢が基本的にはあります。復旧もそうで、「作業によって道路を乱したのであれば原状回復してくださいね」というのが理屈です。ただ、最近は水道では、舗装復旧費については道路費からお金をいただくようになりました。下水道ではいただいておりませんので、今後どうしていくかは議論が必要かと思いますが、舗装本復旧費は市が負担するのか、個人が負担するのかと言えば、市が負担するものです。

(委員)

水道がそうであるなら、上下水道である以上、考え方を統一する方が市民にはわかりやすいかと思います。

(委 員)

舗装本復旧費はどこから支払われるという根拠があつて②'案を出されたと理解していたのですが、今お話を聞きしていると、「水道は」とか「道路費で」といったことを言わるので、舗装本復旧費はどなたが負担するのかという前提があつての提案なのではないですか。

(事 務 局)

もちろん前提があつての提案です。

最初の方で説明しましたが、生活者としての視点を踏まえての制度設計をすべきといった中で、舗装本復旧費を含めると負担金額は大きくなる点や、委員の意見にもありました、舗装本復旧費は現場によって金額が大きく異なるため、それを除いたほうが公平性は高くなるといったことから、新たな案を提案させていただいたということです。原資については、別の課題として取り上げていく必要があるかと思います。

(会 長)

大体意見が出尽くしたようですが、よろしいですか。

それでは、工事負担金の算定については、審議の結果、「工事負担金制度の算定根拠は公共ます設置工事費とし、その金額は39万2千円程度とする」ということでご異議ございませんか。

(委員全員)

異議なし。

(会 長)

異議がないようですので、事務局はこの方向で進めてください。

(事 務 局)

ありがとうございます。

委員の皆さまから概ねご理解・ご賛同いただきましたので、工事負担金額につきましては39万2千円程度で考えていきたいと思います。

議論の中で出ておりました、物価上昇等に伴う見直し方法については検討し、次回の審議会にて方向性をお示したいと思います。ただ、その部分を制度内に組み込むのは難しいと思いますので、方向性をお示しまして、ご議論いただければと思います。

(会 長)

それでは、事務局から「今後のスケジュールについて」説明をお願いします。

(事 務 局)

慎重なご審議ありがとうございました。委員の皆さまから頂戴しましたご意見を基に今後進めさせていただきます。

それでは、本審議会の今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、本日の第5回審議会にて工事負担金額の算定方法について決定いただきました。

次回ですが、お配りしているスケジュールに記載はございませんが、「たんば水ビジョン2055」に関する審議が必要となりましたので、令和8年1月に第6回の審議会を予定しております。これにより、第6回を第7回に、第7回を第8回に訂正をお願いいたします。

次に、翌月の令和8年2月に第7回審議会を予定しております。内容としましては、下水道区域外から下水道に加入された場合の受益者負担についてと、下水道区域外から下水道に加入された場合に工事費の一部を助成している補助金制度についてご審議いただく予定です。

そして、令和8年6月に開催を予定しております第8回審議会にて、市長へ提出する答申

の内容についてご審議いただきます。この第8回審議会が最後の開催となる予定でございます。

その後、令和8年7月に坂谷会長から市長に答申を提出していただき、令和8年7月31日をもって、各委員の任期満了となります。

任期満了まで限られた期間ではございますが、引き続きご審議を賜りますようお願いいたします。

## 6 その他

(会長)

続きまして、6. その他でございますが、なにかご質問等ございますか。

(委員)

公共ますを設置したいときの手続きや手順について教えていただけますか。

(事務局)

まずは、設置希望の方に「設置申請書」を提出いただきます。その際には、位置図や設置希望位置を記した配置図など、必要書類を添付していただきます。その後、受益者負担金を納めていただき、確認後、市で公共工事として発注します。工事は、年間で総価契約として業者と契約を結んでいます。工事完了後は、検査を行い、公共ますは市が管理します。

水道のメーターボックスは個人の所有となります、下水道の公共ますは市の所有になります。そのため、公共ますには市章が入っています。

(会長)

そのほか、何かございませんか。

(委員)

先ほど説明があった今後のスケジュールについて、水道ビジョンの進捗はどうなっているのかお聞きします。当初いただいていたスケジュールからずれが生じているように思いますが、そうであればスケジュールの修正をお願いしたい。

(事務局)

水道に関しましては、当初お示ししたスケジュールから遅れております。スケジュールの見直しにつきましては、次回審議会にてお示しし、ご説明いたします。

(会長)

そのほかございませんか。ないようでしたら、本日の審議会はこれで終了します。

閉会にあたりまして、笛川副会長から挨拶をお願いしたいと思います。

## 7 閉会

(副会長)

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、いろいろとご審議いただきました。

本審議会で、工事負担金額39万2千円程度という方向性も決定いたしました。

先ほど委員の方からもご意見ありましたが、今後のスケジュールが若干変わってくる可能性があるということを念頭に置いていただき、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

本日はお疲れさまでした。

午後2時30分終了